

別記様式第3号（第4条関係）

（表）

景観計画区域内における行為の通知書					
景観法第16条第5項の規定により、関係図書を添えて、次のとおり通知します。 年 月 日 弟子屈町長 様	通知者	住所	(郵便番号)		
		機 関 名 及 び 代 表 者 名			
		電 話 番 号			
※受 付	※受付番号	所 属			
	連絡先	住 所	(郵便番号)		
		氏 名			
		電 話 番 号			
行為の場所			都市計画法第8条第1項の地域、地域又は街区		
行為の種類及び設計又は施行方法	□建築物	区分	<input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転 <input type="checkbox"/> 外観の変更 (<input type="checkbox"/> 修繕 <input type="checkbox"/> 模様替 <input type="checkbox"/> 色彩の変更)		
		用途	高さ	階数	
		敷地面積	建築面積	延べ面積	
行為の種類及び設計又は施行方法	□工作物	区分	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転 <input type="checkbox"/> 外観の変更 (<input type="checkbox"/> 修繕 <input type="checkbox"/> 模様替 <input type="checkbox"/> 色彩の変更)		
		用途	高さ	築造面積	
		開発区域の面積	構築する施設		
行為の種類及び設計又は施行方法	□開発行為	法面又は擁壁の高さ	法面又は擁壁の長さ		
			m	m	

(裏)

行為の種類及び設計又は施行方法	彩色の状況 建築物又は工作物である場合のみ記入	第一立面	区分			割合 単位(%)			
			彩色が施されている部分	色 彩 (マンセル値)	色 相		明 度	彩 度	
					-----	-----	-----	-----	-----
					-----	-----	-----	-----	-----
			彩色が施されていない部分	素 材 名	-----			-----	
		計					100%		
		第二立面	区分			割合 単位(%)			
			彩色が施されている部分	色 彩 (マンセル値)	色 相		明 度	彩 度	
					-----	-----	-----	-----	
					-----	-----	-----	-----	
彩色が施されていない部分	素 材 名		-----			-----			
計					100%				
第三立面	区分			割合 単位(%)					
	彩色が施されている部分	色 彩 (マンセル値)	色 相		明 度	彩 度			
			-----	-----	-----	-----			
			-----	-----	-----	-----			
	彩色が施されていない部分	素 材 名	-----			-----			
計					100%				
第四立面	区分			割合 単位(%)					
	彩色が施されている部分	色 彩 (マンセル値)	色 相		明 度	彩 度			
			-----	-----	-----	-----			
			-----	-----	-----	-----			
	彩色が施されていない部分	素 材 名	-----			-----			
計					100%				
着手予定日	年 月 日			完了予定日	年 月 日				

注1 ※印欄は、記入しないこと。

- 2 「連絡先」欄は、通知者以外の者が通知内容の照会先となる場合に記載すること。
 - 3 該当する□内に、ㄥ印を付すこと。
 - 4 高さ、延べ面積、床面積、築造面積等の算定の方法については、建築基準法施行令第2条の規定に準ずること。
 - 5 「色彩」欄は、マンセル表色系（色を色相、明度、彩度の三属性に基づいて表現する方式）の値を記載すること（マンセル値の記入例：マンセル値10Y R 2 / 1の場合は、色相10Y R、明度2、彩度1と記載する。）。
 - 6 彩色が施されていない部分の「素材名」の欄には、外観となる壁面を仕上げる素材（開口部の素材を含む。）が着色していない石、土、木、レンガ、コンクリート、ガラス等の場合に、その素材名を記載すること。
 - 7 次の図書を添付すること。
なお、添付する図面及び立面図は、景観法施行規則第1条第2項に規定する縮尺とします。
- (1) 建築物の建築等又は工作物の建設等の場合
 - ア 建築物又は工作物の敷地の位置及び当該敷地の周辺の状況を表示する図面
 - イ 当該敷地及び当該敷地の周辺の状況を示す写真
 - ウ 当該敷地内における建築物又は工作物の位置を表示する図面
 - エ 建築物又は工作物の彩色が施された2面以上の立面図
 - オ 景観形成の配慮事項に係る対応説明書（別記様式第4号）
 - カ その他参考となるべき事項を記載した図書
 - (2) 都市計画法第4条第12項に規定する開発行為及びその他の行為の場合
 - ア 当該開発行為及びその他の行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の状況を表示する図面
 - イ 当該開発行為その他の行為を行う土地の区域及び当該区域の周辺の状況を示す写真
 - ウ 設計図又は施行方法を明らかにする図面
 - エ 景観形成の配慮事項に係る対応説明書（別記様式第4号）
 - オ その他参考となるべき事項を記載した図書

（日本工業規格A4）